

令和4年度 大学・短大・高専入学予定者対象 福島県奨学生予約募集の案内

本県奨学資金は、福島県出身者であって、能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難と認められるものに対して奨学資金を貸与し、もって教育の機会均等を図り、健全な社会の発展に資することを目的としています。

〈募集の種類〉

【A】 入学一時金（一括貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和4年4月に大学・短期大学・高等専門学校への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和4年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与額 50万円
- 3 貸与方法 大学等の合格状況を確認の上採用を決定し、奨学生本人の口座に一括振込み
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には福島県教育委員会（以下、「県教委」）より12月に通知
 - ② 合格通知書のコピー・確約書・誓約書を県教委に提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知（令和4年3月末までに振込予定）

【B】 奨学資金（月額貸与） 募集人員100名程度

- 1 対象者
 - ① 福島県内に住所を有する高校生等であって、令和4年4月に大学・短期大学・高等専門学校への進学を予定する者
 - ② 福島県内に住所を有する中学生等であって、令和4年4月に高等専門学校（略称：高専）への進学を予定する者
- 2 貸与月額

〔大学生・短期大学生〕	国公立	35,000円	／	私立	40,000円
〔高等専門学校生〕		18,000円			
- 3 貸与期間 令和4年4月分から在学する学校の正規の修業期間
- 4 採用の決定
 - ① 選考の上、内定者には県教委より12月に通知
 - ② 入学後、在学する大学等を通じて「在学証明書」・「誓約書」を提出
 - ③ 内容を確認の上、採用を決定し県教委より通知
 - ④ 初回振込日は5月下旬の予定です（以降、原則毎月10日に振込）

〈申込の方法〉

- ・ 原則として、在学する（又は出身の）高校等を通して行います
- ・ 【A】入学一時金と【B】奨学資金（月額貸与）は、両方又はいずれか一方だけを申し込むことができます（提出書類は1部で可）
 - ① 申請に必要な書類を学校へ提出 _____ 月 _____ 日まで
 - ↓
 - ② 学校の推薦を得て申請へ
 - ↓
 - ③ 学校より申請書類を県教委へ **令和3年9月30日(木) 厳守**

※ただし、高等学校卒業程度認定試験又は大学入学資格検定合格者は直接県教委へ申し込みます

※ 提出期限は上記期限厳守となります